

# いわき市農業委員会第9回総会議事録

## 1 開催日時

平成31年2月15日（金） 9時30分から10時50分

## 2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

## 3 出席者（33人）

### (1) 農業委員（23人）

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

### (2) 事務局（10人）

太清光	事務局長
鈴木一徳	事務局次長
早水孝太郎	主任主査
林克伊	主任主査兼農地調整係長
野木隆司	農政振興係長
坂本聡	農政振興係 主査
府川将人	農地調整係 主査
金成聡司	農地調整係 主査
石島大輔	農地調整係 事務主任
稲葉俊祐	農地調整係 主事

## 4 欠席者（1人）

5 藁谷昭夫

## 5 会議の概要

事務局 (鈴木次長)	<p>本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第9回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。</p> <p>はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 第9回総会議案書</li><li>○ 許可申請に係る意見及び決定理由書</li><li>○ 現地調査位置図</li><li>○ 【資料1】第8回総会議案説明書の訂正について</li><li>○ 【資料2】平成31年度いわき市農業委員会年間行事予定表</li><li>○ 【資料3】平成31年度いわき市農業委員会現地調査(定例的調査)スケジュール</li></ul> <p>以上、6点です。</p> <p>なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。</p> <p>続きまして、農業委員会憲章唱和でございますが、唱和のご発声を議席番号8番、箱崎寿正委員よりお願い致します。</p>
8番 箱崎委員	<p>私が、いわき市農業委員会憲章の前文4行を読み上げますので、「一、農業・農村の代表として、」から引き続きご唱和ください。</p> <p>— 憲章唱和 —</p>
事務局 (鈴木次長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。議事に先立ちまして、草野庄一会長より、ご挨拶をお願い致します。</p>
草野会長	<p>いわき市農業委員会第9回総会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様には、年度末を迎え、農作業も始まろうというお忙しい中、ご参集頂き、感謝申し上げます。</p> <p>先日、ラジオを聴いておりましたら、農作業時の事故により日本全国で300名を超える死亡者がでていたとのことでした。他産業の建築・建設関係よりも多いということです。トラクターの下敷きになったという事故の報道を見て、十分に注意していても後を絶ちません。</p>

草野会長

その報道によると、農業従事者に高齢者が増えていること、中山間地等の農地で作業条件が良くないこと、兼業農家で農機具の操作に慣れていないということが関係しているのではないかとのことでありました。トラクター等の大型機械でキャビンが付いていれば、横転してもキャビンに守られるのですが、そうではない場合に死亡事故に至ることが多いと思われまますので、十分に注意したいと思っております。

また、先月、農業委員会だより編集委員による視察研修を実施しました。本来であれば、編集委員長である蛭田会長職務代理者が参加するはずだったのですが、ご家族の体調が悪いということで代わりに私が参加して参りました。山形市農業委員会を視察してきた訳ですが、山形市は農業委員が24名、農地利用最適化推進委員が24名ということで農業委員会活動をしており、情報誌の作成全国一に輝いた実績を持つ農業委員会であり、これに力を入れている意気込みが非常に感じられました。

いわき市の場合は、初めての編集委員という方が多いですが、山形市の良いところを吸収できたのではないかとと思っております。山形市はいわき市と同じで年4回情報誌を発行しているのですが、編集委員のみが関わるのではなく、農業委員全員が記事を執筆したり、取材に行ったりと、編集委員任せではなく、農業委員全員が関わっているところが参考となりました。これを機に今後の編集活動に力を入れて頂きたいと思えます。

本日の総会は、定例となります農地法に係る許可申請等についてご審議頂きます。皆様には、慎重且つ円滑なご審議を賜りますようお願い申し上げます。挨拶と致します。よろしくお願い致します。

事務局  
(鈴木次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。

草野会長、よろしくお願い致します。

議長  
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思えますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の欠席は、議席番号5番 藁谷 昭夫 委員でございます。

現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開

議 長  
(草野会長)

会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第9回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号18番 大竹 公治 委員

19番 油座 盛明 委員

以上2名にお願い致します。

また、書記は事務局にお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局  
(鈴木次長)

－総会議案書2ページにより会務報告－

議 長  
(草野会長)

ありがとうございました。

それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局  
(林係長)

取下げ、訂正、追案等について説明致します。

「議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」において訂正が1件、「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」において取下げが1件、訂正が4件ございました。詳細につきましては、議案説明の際、担当者から説明致します。

また、1月16日に開催されました、第8回総会の議案におきまして、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」において訂正が1件、「議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」において訂正が1件ございました。

事務局  
(林係長)

詳細につきましては、別添の資料1「第8回総会議案説明書の訂正について」をご確認願います。議案第3号につきましては、開発許可を要する場合の都市計画法との関連におきまして、根拠条文の該当欄の記載が漏れておりました。議案第4号につきましては、転用目的欄の記載が間違っておりました。

毎回の訂正となり、大変申し訳ございません。謹んでお詫び申し上げます。

私からの説明は以上です。

議長  
(草野会長)

それでは議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて、事務局の説明を求めます。

事務局  
(林係長)

議案書の3ページをお開き願います。

－議案第1号を朗読、審議事項を説明－

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(金成主査)

議案説明書2ページをお開き願います。

農地法第3条の規定による許可処分の取消し願いについてでございます。

次の3ページをお開き願います。

また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。

番号1番、申請地は小川町、地目は田、面積は1,946㎡でございます。

本案件は売買による所有権の移転について、平成30年7月26日付で農地法第3条第1項の規定により許可しましたが、当事者間で売買が不成立となり取消し願いが提出されたものです。

次に番号2番、申請地は田人町外3筆、地目は全て田、面積は計4,367㎡でございます。

本事案は売買による所有権の移転について、登記簿上の所有者の相続権者8名を譲渡人として、平成30年12月26日付で許可しましたが、その後、相続登記がなされたことにより、本許可内容での不動産売買を原因とする登記が完了できない事態となったことから、取

事務局 (金成主査)	<p>消し願いが提出されたものです。</p> <p>なお、議案第2号の番号3番にて、改めて現所有者で許可を申請しております。</p> <p>以上2件、農地法第3条の規定による許可処分の取消し願いは田6,313㎡、畑0㎡、合計6,313㎡でございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第1号について説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見等の報告を事務局より、お願い致します。</p>
事務局 (金成主査)	<p>番号1番、及び2番の事案につきまして、現地調査を実施致しましたが、特段、問題はございませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p>
13番 鈴木(理)委員	<p>議席番号13番の鈴木理です。番号1番の取消しについては、当初売買に関して金額面においても合意がなされ許可申請されたと思いますが。その後、折り合いがつかなくなったということですか。</p>
事務局 (金成主査)	<p>鈴木理委員ご指摘のとおり、許可申請の段階におきましては、金額等を含めてお互いの合意のもとに申請をされておりますが、その後、最終的な売買契約の際に折り合いがつかなくなったという説明を受けております。</p>
13番 鈴木(理)委員	<p>わかりました。</p>
議 長 (草野会長)	<p>その他、ご質問等はございますか。</p> <p>特に無いようでありますので、お諮り致します。議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>—異議無しとの声有り—</p>
議 長 (草野会長)	<p>ご異議無しと認め、議案第1号、農地法第3条の規定による許可処分の取消し願いについては、原案のとおり可決致します。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に</p>

議 長  
(草野会長)

ついて、事務局の説明を求めます。

事務局  
(林係長)

議案書の4ページをお開き願います。  
－議案第2号を朗読、審議事項を説明－  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(金成主査)

議案説明書の4ページをお開き願います。  
農地法第3条第1項の規定による許可申請についてでございます。

次の5ページをお開き願います。

説明を始める前に、議案説明書の訂正を1件お願いします。

備考欄に売買価格を参考として記載しておりますが、1件誤りがありました。

番号3番について1㎡あたり187円と記載しておりますが、正しくは832円でありましたので訂正をお願いします。

それでは説明させていただきます。

地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。

番号1番、申請地は四倉町外5筆、地目は全て田、面積は計3,627㎡でございます。

権利移動事由は売買による所有権の移転でございます。

外2件、番号3番までは売買による所有権の移転でございます。

続きまして、番号4番、申請地は勿来町、地目は畑、面積は243㎡でございます。

権利移動事由は賃借権の設定でございます。

外1件、番号5番までは賃借権の設定でございます。

なお、番号4番と番号5番は譲受人を同一とする同時申請であります。

続きまして、番号6番、申請地は平外6筆、地目は田及び畑、面積は田1,814㎡、畑1,674㎡、計3,488でございます。

権利移動事由は使用貸借権の設定でございます。

続きまして、番号7番、申請地は平外5筆、地目は田及び畑、面積は田1,831㎡、畑619㎡、計2,450㎡でございます。

権利移動事由は生前一括贈与による所有権の移転でございます。

なお、番号6番と番号7番は譲受人を同一とする同時申請であります。

今月の3条申請面積は田14,829㎡、畑3,132㎡、合計17,961㎡となります。

番号1番から7番までについては、3条許可ができない場合を示

事務局 (金成主査)	した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 説明は以上です。
議長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第2号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
11番 新妻委員	議席番号11番の新妻信夫です。 番号1番から番号5番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 (草野会長)	続いて、事務局、お願い致します。
事務局 (金成主査)	番号6番及び7番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。
16番 木幡委員	議席番号16番の木幡仁一です。 この場で議論することではないのですが、税理士である私の立場からご参考までにお話させていただきます。 番号2番の夫婦間での売買の事案でございますが、売買総額が100万円を切るように逆算して単価を決めているような気がします。何らかの意図があつて決めたと思うのですが、国税の立場からすると親族間、夫婦や親子間で時価よりも1円でも安い価格で売買した場合については、差額は贈与として認定するというのが原則でございます。従って、このような事案については、我々が立ち入る立場ではありませんが、そのようなことがあるということだけは税の立場から言うと、ご了解を頂いていた方がよいと思います。課税する、しないというのは、国の裁量の問題ですので、課税に値しないということであればそれは構いませんが、現実にはそのようなことがあるということのところだけは皆様の立場でご認識しておいて頂ければと思います。



議 長  
(草野会長)

只今の件について、事務局では何かございますか。

事務局  
(金成主査)

特にございません。

議 長  
(草野会長)

木幡委員のご意見を参考にしていきたいと思います。ありがとうございました。

その他、ございますか。

13番  
鈴木(理)委員

議席番号13番の鈴木理です。番号2番の事案ですが、夫から妻への売買は可能であっても、妻名義での登記は可能なのですか。

事務局  
(金成主査)

同一世帯内の親子、夫婦間であっても、所有権を移転する場合は3条の許可が必要でございまして、3条の許可を得れば所有権の移転登記は可能です。

13番  
鈴木(理)委員

農地法では権利移動の制限の1つとして、権利取得後の経営面積が50 a 以上とならなければいけないという条件があります。この場合には、妻が50 a に達している方であると認識してよいのですか。

事務局  
(金成主査)

本事案については妻の名義で既に農地を所有しており、今回の申請面積と合わせて、経営面積が5,200㎡となりますので、5,000㎡の下限面積の要件は満たしております。

13番  
鈴木(理)委員

これからもこのような案件があった際には、事務局でそれらも説明すれば、質問は出ないのではないのでしょうか。できれば、そこまで説明して頂ければと思います。

議 長  
(草野会長)

書類の中には、経営面積が52 a と書いてありますが、今後は事務局でも注意しながら説明して頂ければと思います。

その他、ご質問はございますか。

特に無いようでありますので、お諮り致します。議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。

議 長 (草野会長)	次に、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (林係長)	議案書の5ページをお開き願います。 －議案第3号を朗読、審議事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (府川主査)	議案説明書7ページをお開き願います。 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明致します。 配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。 議案説明書8ページをお開き願います。 番号1番、申請地は平、登記地目は田、面積は391㎡、転用目的は農業用倉庫敷地です。 事業実施の確実性につきましては、農業経営規模を拡大したことにより農機具が増え、現状の倉庫では農機具を収納するには手狭であり、一部の農機具は外で保管しているため、劣化が激しく、防犯面でも不安があることから倉庫を増築する案件であり、事業実施は確実です。 以上1件、面積は田391㎡、合計面積も391㎡となります。 説明は以上です。
議 長 (草野会長)	只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。 ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。
10番 油座(勝)委員	議席番号10番の油座勝三です。 番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されるということでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。  －意見無しとの声有り－
議 長 (草野会長)	ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。 議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(林係長)

議案書の 6 ページをお開き願います。

－議案第 4 号を朗読、審議事項を説明－

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(石島主任)

議案説明書 9 ページをお開き願います。

議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。

配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

次の 10 ページをお開き願います。

説明に入る前に議案の取下げ、及び資料の訂正がございます。番号 3 番の案件につきまして、申請書及び添付書類に不備があるという理由から申請人より取下願の提出があったため、取下げとなります。

また、番号 1 番の案件につきまして、申請土地の所在地番の記載が 4 筆ありますが、そのうち 2 筆を削除願います。それに伴い、田の面積を 60㎡から 60.03㎡、畑の面積を 212㎡から 162.94㎡へ修正願います。

次に番号 4 番、及び 5 番の案件につきまして、譲受人の法人名が常用商事株式会社と記載されていますが、「用」を「陽」へ修正願います。

番号 3 番の取下げ、及び番号 1 番の面積変更に伴い、議案第 3 号全体の面積が変更になります。田の面積を 4,371㎡から 1,738.03㎡に、畑の面積を 6,906㎡から 6,856.94㎡に、合計面積を 11,277㎡から 8,594.97㎡に修正願います。大変申し訳ございませんでした。

それでは説明致します。

番号 1 番、申請地は平外 1 筆、登記地目は田及び畑、転用面積は 222.97㎡、権利移動事由は贈与による所有権の移転、転用目的は自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、現在、譲受人は岩手県二戸市の借家に居住し、会社員として勤務しております。今後、申請地付近への転勤と同地区で農地の基盤整備が実施される予定であるた

事務局  
(石島主任)

め、農業の担い手として、また結婚等を視野に入れ、実家付近に住宅を建築する案件であることから、事業実施は確実です。

番号2番、申請地は山田町、登記地目は畑、転用面積は486㎡、権利移動事由は売買による所有権の移転、転用目的は自己住宅敷地です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は泉地内の共同住宅に居住していますが、子供の成長に伴い居住スペースが手狭になり、新たに住居を建築したいと考えています。また、譲渡人は県外に住んでおり、他に耕作をする者も見つからず農地の管理に苦慮しています。この度、申請地の売買について両者の思惑が一致したことから、住宅を建築したいという案件であり、事業実施は確実です。

番号4番、申請地は大久町外1筆、登記地目は畑、転用面積は2,075㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は高齢であり、体力的に農作業が困難となってきましたが、農業経営の後継者がおらず、農業従事者の確保が困難な状況にあります。現在休耕地となっている申請地の今後の原野化の防止及び有効活用、農業収入の減少の補てんを図るため、太陽光発電設備を設置する案件であることから、事業実施は確実です。

番号5番、申請地は大久町外1筆、登記地目は畑、転用面積は1,580㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は高齢であり、体力的に農作業が困難となってきましたが、農業経営の後継者がおらず、農業従事者の確保が困難な状況にあります。現在休耕地となっている申請地の今後の原野化の防止及び有効活用、農業収入の減少の補てんを図るため、太陽光発電設備を設置する案件であることから、事業実施は確実です。

番号6番、申請地は大久町外1筆、登記地目は畑、転用面積は912㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は高齢であり、体力的に農作業が困難となってきましたが、農業経営の後継者がおらず、農業従事者の確保が困難な状況にあります。現在休耕地となっている申請地の今後の原野化の防止及び有効活用、農業収入の減少の補てんを図るため、太陽光発電設備を設置する案件であることから、事業実施は確実です。

番号7番、申請地は小川町外2筆、登記地目は畑、転用面積は1,641㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人は高齢であり、体力的に農作業が困難となってきましたが、農業経営の後継者がおらず、

事務局  
(石島主任)

農業従事者の確保が困難な状況にあります。現在休耕地となっている申請地の今後の原野化の防止及び有効活用、農業収入の減少の補てんを図るため、太陽光発電設備を設置する案件であることから、事業実施は確実です。

なお、番号8番につきましては、資材置場及び駐車場としての一時転用案件、番号9番につきましては、常磐自動車道常磐夏井川橋（PC上部工）工事に伴う作業ヤードとしての一時転用案件であるため、詳細の説明は省略させていただきます。

以上8件、面積は田1,738.03㎡、畑6,856.94㎡、合計8,594.97㎡となります。

説明は以上となります。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

12番  
佐川委員

議席番号12番の佐川良平です。

番号1番、2番及び番号4番から7番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長  
(草野会長)

続いて、事務局、お願い致します。

事務局  
(石島主任)

番号8番、及び9番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長  
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるということでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議長  
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。

議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(林係長)

議案書の7ページをお開き願います。  
－議案第5号を朗読、審議事項を説明－  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(府川主査)

議案説明書12ページをお開き願います。  
議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明致します。

配付しております、現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

議案説明書13ページをお開き願います。

番号1番、申請地は錦町、登記地目は田、登記地積は2,910㎡、転用目的は太陽光発電設備です。

申請地は平成30年5月25日付で農地法第5条許可を受けております。

変更項目は事業区域面積の増加です。

変更前の事業区域面積は925.01㎡、変更後の事業計画面積は1,193.85㎡です。

変更事由は、事業を実施するにあたり、今回申請農地も事業用地として管理していくべき区域であることが判明したことから面積を増加するものです。

転用目的の変更は無く、事業区域と隣接農地が接する箇所については形質を現状のまま手を加えない計画であることから、事業区域面積を増加させることによって周囲の土地に被害等を及ぼす恐れはありません。

説明は以上です。

議 長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第5号について説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

12番  
佐川委員

議席番号12番の佐川良平です。  
番号1番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
報告は以上です。

議 長  
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様からご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。  
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長  
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり可決致します。

次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(林係長)

議案書の8ページをお開き願います。  
－報告第1号を朗読、専決事項を説明－  
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局  
(稲葉主事)

議案説明書の14ページをお開き願います。  
農地法第3条届出について、説明致します。  
次のページをお開き願います。  
番号1番、土地の所在地は石塚町外8筆、登記地目及び面積は田7,962㎡、畑1,794㎡、権利を取得した日は平成30年2月6日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望の有無は無、受理年月日は平成30年12月27日でございます。外12件ございました。

議案説明書17ページをお開き願います。  
権利取得面積は田46,973㎡、畑20,895㎡、合計67,868㎡でございます。  
以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。

議 長  
(草野会長)

以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。  
次に、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。

事務局 (林係長)	議案書の9ページをお開き願います。 －報告第2号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の18ページをお開き願います。 農地法第4条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は好間町外2筆、登記地目は田、面積は670㎡、転用目的は共同住宅建築敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成31年2月1日、受理年月日は平成31年1月7日でございます。外3件ございました。 転用面積は田2,339㎡、畑0㎡、合計2,339㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	番号4番ですが、氏名欄の漢字、「杢」の読み方を教えて下さい。
事務局 (稲葉主事)	「まつ」とお読みします。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (林係長)	議案書の10ページをお開き願います。 －報告第3号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (稲葉主事)	議案説明書の20ページをお開き願います。 農地法第5条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は泉町、登記地目は田、面積は263㎡、転用目的は建売分譲、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工事着工年月日は平成31年1月20日、受理年月日は平成31年1月7日でございます。外15件ございました。 議案説明書24ページをお開き願います。 転用面積は田5,357.50㎡、畑4,279.61㎡、合計9,637.11㎡でございます。



事務局 (稲葉主事)	<p>以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。</p>
議 長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。</p> <p>次に、報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (野木係長)	<p>議案書の11ページをお開き願います。</p> <p>－報告第4号を朗読し、専決事項を説明－</p> <p>議案説明書の25ページ、及び26ページをお開き願います。</p> <p>引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、説明致します。1月は1件の証明願があり、相続税の納税猶予についての案件でありました。面積は田988㎡、畑0㎡、合計988㎡になります。</p> <p>審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。</p> <p>以上、事務局長が専決処分しましたので、報告致します。</p>
議 長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。</p> <p>これをもちまして、本日の議事は全て終了致しました。</p> <p>次に、その他に移ります。まず、事務局から何かございますか。</p>
事務局 (野木係長)	<p>【資料2】平成31年度いわき市農業委員会年間行事予定表について</p>
事務局 (林係長)	<p>【資料3】平成31年度いわき市農業委員会現地調査(定例的調査)スケジュールについて</p>
議 長 (草野会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他、委員の皆様から何かございますか。</p> <p>特に無いようでありますので、これをもちまして、いわき市農業委員会第9回総会を閉会致します。</p>